

中小企業振興資金特別会計
令和3年度4月補正予算について
(4月12日付け知事専決処分)

国の緊急経済対策を活用し、令和2年度申込分の融資を対象に実施した県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」について、申し込みが大幅に増加し、早急に融資枠を拡充する必要があったため、地方自治法第180条により4月12日付けで知事が専決処分を行った。

◎補正予算の内容

中小企業振興資金特別会計 15億7,015万円

○ 申込の増加に対応するための融資枠の拡充

400億円 → 450億円

※融資枠は令和2年度に申込みを受け付け、令和3年度に融資を実行する分

◎新型コロナウイルス感染症対応資金（※現在受付は終了している）

新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業者の資金繰り支援のため、令和2年5月に国の緊急経済対策を活用して創設、民間金融機関での実質無利子・無担保融資を実施。

- 融資対象 セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証に対応した要件を満たす中小企業者
- 対象資金 経営の安定に必要な事業資金（設備資金・運転資金）
- 融資限度額 6,000万円
- 融資期間 10年以内（うち据置期間5年以内）
- 取扱期間 令和2年5月1日から令和3年3月31日までの保証申込受付分
- 利子補給・保証料補助の実施